

平成25年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成25年6月12日（水） 10時30分～11時15分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aの改定について
 - (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について
 - (4) 政治資金適正化委員会におけるこれまでの取組及び検討状況について
 - (5) 政治資金監査に関する研修実施要領の改正について
 - (6) 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
 - (7) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (8) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査マニュアルの改定の概要
- 資料2 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)【平成25年6月改定版】
- 資料3 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定新旧対照表
- 資料4 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定案についての御意見及び御意見に対する考え方
- 資料5 政治資金監査に関するQ&Aの改定について

- 資料6 平成25年度フォローアップ説明会の説明ポイント
- 資料7 「政治資金監査に関する研修実施要領」の改正について
- 資料8 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
- 資料9 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査に関する研修テキスト【平成25年6月改定版】
- 資料B 平成25年度政治資金監査に関するフォローアップ説明会資料
- 資料C フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧（平成25年度7・8月分）
- 資料D 平成25年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）
- 資料E 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(第2期)に係るスケジュール
- 資料F 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（平成23年3月）及び深掘り時の論点整理

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますのでお願いします。

【山崎事務局長】 4月1日付で着任をいたしました事務局長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一言御挨拶を申し上げたいと思います。早いもので、この政治資金適正化委員会の活動、これも6年目に入ることとなりました。制度自体も委員の皆様方の御尽力、あるいは関係者の御理解、御協力を得まして、これまでおおむね順調に実施をされてきたというような御了解をいただけるのではなかろうかと考えているところでございます。制度の創設から円滑な実施に向けまして、御尽力をいただいてまいりました委員長をはじめ委員の皆様方には、この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。

本年度は2期目の最終年度ということでございますので、今期の取りまとめも必要かと存じますし、これまで鋭意努力をしてきていただきました「質の確保」から、さらに進ん

で「質の向上」というような御議論も賜ればというように考えているところでございますが、いずれにいたしても、このような中で事務局長という重責を担わせていただくことになりましたことに思いをいたしまして、鋭意努力してまいりたいと考えてございますので、どうぞ御指導のほうよろしくお願いいたします。

【井筒参事官】 同じく4月1日付で着任をいたしました参事官の井筒宏和でございます。精いっぱい務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。

次に、平成24年度第5回委員会の議事録についてでございます。

事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただいておりますが、第5回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成24年度第6回委員会の議事録につきまして、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 それでは、議題（1）関係の資料について御説明をさせていただきます。資料1、2、それから3、それから資料のA及び資料の4が議題1関連の資料となっております。

次第と資料一覧をめくっていただきますと資料の1が出てまいりますが、内容はこれまで議論をしていただいたものでございまして、3のスケジュールでございしますが、本日、改定内容を確定していただきますと、これを26年の1月1日から実施する政治資金監査に関して適用するという事になっております。

次が、資料の2でございます。これは前回、24年度第6回委員会の参考資料として御説明したものと内容としては同じでございますが、表紙の一番下のところの政治資金適正化委員会というクレジットを表示している点と、あけていただきまして2ページおめくりいただいて、はじめにの下でございしますが、今回の改定に当たっての内容紹介、それから委員のお名前を入れているという点、この2点が違っているところでございます。

それから、資料3は新旧、資料のAは、それが入った研修テキストということでございまして、次に資料の4をお願いいたします。横紙でございます。前回の委員会の後、4月13日から5月13日までパブリックコメントを実施いたしまして、1件御意見を頂戴しております。その御意見と、政治資金適正化委員会事務局としての考え方の御提案について御説明をさせていただきます。御意見は、政治資金規正法19条の10にあります、国会議員関係政治団体で政治資金監査を受ける団体につきまして、収入及び支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含むと書いてございますところを、適正化委員会としましては、右側でございますが、2行目、収入、支出のいずれかがあった場合というふうに解釈をしておるところですが、御意見はこれを収入かつ支出、両方あったときというふうに解釈すべきではないかという御意見でございます。これにつきましては、適正化委員会としましてはいずれかがあったときというふうに解釈しておりまして、この取扱いについては2段落目ですが、現行のマニュアルにおいて明らかにしておるところでございます。また、今回の改定はこの御指摘の部分と直接関係があるわけではなく、今回の改正によって内容に変更を加えたわけではないという点を御説明しておりまして、原案のとおりとさせていただきたいということで、回答をさせていただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 本議題について、御了承いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、「政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定について」は、これで決定したいと思いますますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第2の議題といたしまして、「政治資金監査に関するQ&Aの改定について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料の5で、御説明をさせていただきます。

先ほど決定していただきました政治資金監査に関する具体的な指針の改定を踏まえまし

て、今まで委員会において議論していただいておりますQ & Aの1問について、内容の修正をしようとするものでございます。主たる事務所以外の実施場所で政治資金監査を実施した場合におきまして、政治資金監査報告書に実施場所について住所を併記することにより具体的に特定するよう、今回の改定で盛り込みましたので、Q & Aについてもその記載に合わせるという修正でございます。

1 ページ目、このQ & Aの回答では、例として、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合の例を、その旨、下のほうに注記した上で掲載をしております。これまでどうだったかといいますと、裏面でございますが、実施場所を特定することが難しいと思われる場合はという限定を付しておったということからの変更ということになります。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

内容はわかりやすくなったということで、よろしゅうございますか。本議題について、御了承ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 フォローアップ説明会につきまして、資料6と資料B、Cを使いまして、フォローアップ説明会での説明のポイント、それから参加者からの御質問の2点につきまして、御説明をさせていただきます。

まず1点目、フォローアップ説明会の説明のポイントについてでございますが、資料本体は資料Bのイラストのありますフォローアップ説明会資料ということですが、なかなか分量がございますので、その上に載っております資料6の平成25年度フォローアップ説明会の説明のポイントによりまして、かいつまんで御説明をさせていただきます。

主な内容としましては、Ⅰとしまして、今般の政治資金監査マニュアルの改定について周知するというところでございます。

加えてⅡとしまして、平成23年分の政治資金収支報告の概要ということで、24年度第4回委員会におきまして御報告させていただきましたものの概要を説明したいというふうに思っております。

おめくりいただきますと、Ⅲとしまして、平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について、最新のデータに政治資金監査の結果の概要を加えますとともに、政治資金監査報告書の記載状況として一部ではございますが、残念ながら必ずしも正確でない記載が見受けられましたので、委員会としましては政治資金監査チェックリストの積極的活用の推進等を図っていることなど、委員会の活動方針等について説明をいたします。

それから、Ⅳとしまして、2ページの下の方からになりますが、政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき事項について説明をしてみたいと考えております。特に「2 監査の結果」に関する記載に関連しまして、今回のマニュアルの改定で、領収書等を徴し難かった支出の明細書等の「等」に、どのような文書が具体的に含まれるかという記載につきまして、複雑になってきておりますことから、どのような文書が存在しているかのパターン別に具体的な記載例を示すこととしております。この点、後ほど御質問の内容でも出てまいります。このような内容資料によりまして、引き続き助言等をしていきたいと考えております。

それから資料の6、それからBが2つございますが、それをおめくりいただきまして、委員限り資料のCによりまして、2点目でございますが、フォローアップ説明会参加者からの質問等につきまして御説明をいたします。御質問の中には既にマニュアル、あるいはQ&Aでお示しをしているものもございますが、それを参照の内容として括弧で入れながら、再度回答として組み立てております。

1 問目は監査人の報酬について源泉徴収が必要であるが、理解が得られないという点については、源泉徴収をしてくださいということで、根拠とともに示しております。

2 としましては、エクセルでの収支報告書作成ソフトの使い勝手が悪いという点について、ホームページにおいて御意見を受け付けているという点を回答しております。

3 の解散政治団体の監査報酬の支出計上については、団体解散後には、団体ではなく個人の支出として計上せざるを得ないという点について、過去のQ&Aと同旨でございますので、その旨回答をしています。

それから、おめくりをいただきまして、収支ゼロ報告の団体について監査報酬の取扱いはどうかということでございますが、収支報告書に計上する支出が政治資金監査報酬のみであっても、当然のことながら全ての支出を記載するわけでございますので、記載する必要があるという点を回答しております。

それから、5でございますが、問いの内容としましては、24年度の衆議院選挙が12

月というようなこともあるんですが、振込、インターネットバンキングの明細を領収書の替わりとして利用する場合でございますが、振込等を行った日ではなくて実際に金銭を支出した年月日であるということを、原則でございますが回答しております。

それから、6でございますが、先ほど御説明しましたフォローアップ説明会の研修資料、これまで政治資金監査報告書のケース別の記載例があるところ、今回支出目的を記載した振込明細書についても認められるということになりましたので、その点を、ケースを例示していただきたいということで、先ほど簡単に触れましたが、そのような例も資料のBの中には盛り込んでおるところでございます。

それから、7番でございますが、源泉徴収の場合に政治資金監査報酬、税額と、あと登録政治資金監査人の手元にいく額、これの捉まえ方によって領収書等の金額が変わってくるんじゃないかという問いでございますが、これは当事者間の契約に、まずよるんでしょうということを回答した上で、およそ2つのパターンが考えられるわけございまして、政治資金監査人の手元にいく額と税額と分け書きするものと、総額で書くものと、そのどちらかになるんじゃないかということを回答しております。

8としましては、政治資金監査の対象を拡大する動きはあるか。また、そのような条例があるかということでございますが、対象拡大の動きにつきましては、1期目の取りまとめにおきましても書いておりますように、各党、各会派、その他の関係者において、改めて御議論いただくべきものというふうに回答をしております。条例成立の動きについては、承知をしておりますので、その旨を記載しております。

9番でございますが、口座引落としの場合、徴難事情に当たるかということで、これは徴難事情に当たる。しかしながら、翌月分の請求書に前月分の案内が添付されている場合には、領収書等に該当するというので、マニュアルを引いて、マニュアルどおり回答しているというところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題について、御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

【上田委員長】 なお、修正がありましたら委員長に一任していただきたいと思います。

次に、第4の議題の前に、その他の議題といたしまして、平成25年度政治資金適正化

委員会の主な審議事項（案）及び第４の議題の「政治資金適正化委員会におけるこれまでの取組及び検討状況について」の説明を、事務局からお願いします。

【井筒参事官】 資料のDをお願いいたします。

平成２５年度の主な審議事項（案）ということで、大きく３点を挙げております。

１番でございますが、政治資金監査マニュアル等の改定ということで、本日決定していただきましたので、この改定版を正式に登録政治資金監査人に周知していくということでございます。

また、２番としましては、前回２４年度第６回委員会で決定していただきました実施計画に従って、７月から１２月にかけて説明会を実施していくということにしております。

３番でございますが、今年度、委員の任期が３年目を迎えるということでございますので、平成２３年３月に出しました取りまとめを、いわば第１期の取りまとめといたしますと、これと同様に、第２期の取りまとめをしていただければどうかということについてでございます。具体的な内容としましては、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項につきましては、既に一度御議論いただいた論点もございますが、必要なものにつきましてはさらに議論を深めていただき、委員任期満了時までには一定の取りまとめをしてはいかかというふうに考えておるところです。取りまとめたものにつきましては、法令改正を要する事項につきましては、タイミングや諸般の状況を見た上で必要があれば建議というようなことも考えながら進めていってはどうだろうかというように考えております。

次に資料のEをお願いいたします。

こちらは審議スケジュール案ということでございまして、１ページの平成２３年度、２４年度につきましては実績ということになりますが、裏面にまいりまして、２ページは第２期取りまとめというのに向けまして一定の結論を得るという観点から、さらに御議論が必要な論点につきましては次回以降の８月、あるいは１０月と書いてございますが、２回に分けてさらに検討していただき、１２月以降の取りまとめ（第２期）につなげていってはどうかということで、平成２５年度の粗々のスケジュール案としてお示しをしているところでございます。

次に、資料のFをお願いいたします。

これは第１期の取りまとめの中で政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項として記載された論点につきましては、２３年度及び２４年度に深掘りと称しまして御

議論いただいた際に出された論点を加えて整理をしました論点の整理表でございます。量もございますし、既に御議論をいただいた点でもございますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。

資料Fの論点表ですが、左側から論点、現状・経緯等、検討の方向性、これは取りまとめの中で出ているところを書き分けしているというところで、一番右の欄に深掘り、23年度、24年度の御議論の際に出された論点や御意見を追加しているというものでございます。

簡単に個々の項目を振り返っていただきますと、まず1ページ目、「領収書等」の必要記載事項ということで、左上ですが「支出の目的」、「金額」、「年月日」に加え、会計帳簿に記載することとされている「支出を受けた者の氏名」、「支出を受けた者の住所」を領収書等の必要記載事項とすべきではないかという指摘でございます。これに対しまして、一番右側の深掘り時の論点ですが、支出の状況がより明確になるとの意見がある反面、記載不備のある領収書等の増加につながる可能性、あるいは意見としまして、領収書等をできるだけ出させるというのが、これまでの委員会のスタンスではなかったかというような御意見が出されているところでございます。

次に2ページ目でございます。「支出の目的」の記載に欠ける領収書につきまして、事務負担の点から御指摘がありまして、現状・経緯等の一番下の4つ目のところでございますが、政治資金監査マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、一定の場合に支出の状況の確認に活用できることとしたというところでございます。これに対しまして、右側の検討の方向性ですが、さらに一步進めて、法律上の取扱いとするかということについての検討を行っていくことが適当ということが、これまでのところでございます。これに対しまして、一番右側の深掘り時の論点でございますが、解釈による対応が困難である中、②制度改正は考えられないかという提起がある一方、③でございますが、保存義務の範囲や罰則との関係というのが課題として出されているところでございます。

3ページにまいりまして、(2)でございます。金銭を伴わない収入又は支出の記載方法ということで、論点のところですが、金銭以外のものによる収入又は支出があった場合の会計上、当該収入または支出と同額を計上する取扱いについて煩雑であるという指摘があるわけでございます。右側から2番目の検討の方向性のところ、アンダーラインの部分ですが、金銭の支出を伴うものと伴わないものとの記載欄を分け云々ということで、そうい

う検討を行っていくことが適当と提起されているところでございます。これに対しまして、一番右側の深掘り時の論点ですが、中にその2、あるいはその13という用語が出ておりますように、具体の様式案を踏まえまして、検討して意見が出されておりますが、一方でもともとの指摘にありましたように煩雑、手間になってしまわないかという点があるかと思えます。

次に、4ページの下の方でございますが、一番右側の深掘り時の論点の中ほどに（企業会計の導入について）ということで書いてございます。取りまとめの第1期では、まずは国会において議論されるべき課題と考えられるというふうにされておりましたことから、独立の論点としてではなく、現在のところは便宜上、2の関連の論点としてここに挙げてございます。論点としましては、4ページから5ページまでの論点があることを踏まえまして、意見としましては5ページでございますが、複式簿記にのっとった財務書類のほうのわかりやすいという御意見がある一方、一番上ですが、収入に対する監査をどうするかなど、かなり大きな制度改革が必要となるとか、その目的を考慮した上で、あるいは収支報告書の公表の目的がどこにあるのかを踏まえる必要があるといった目的を整理すべきというような意見も上がっております。

5ページの一番下、(3)前払式証票による支出の記載方法でございます。ここにつきまして、左から2つ目の現状・経緯等ですが、当委員会では交通事業者が運営する電子マネーについては簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示したというところでございますが、検討の方向性のところにありますように、例えば記載欄を分けるなどの検討を行っていくことが適当というふうになっておりまして、これに対しまして、一番右側の深掘り時の論点ですが、既に簡易な記載を認めているものについては特段の対応は不要という意見が出されております。

それから、引き続きまして6ページ、(4)後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法です。これに関しましても、(3)と似たような問題状況になっておりまして、ETCやクレジットカードの一括払いにつきましては、簡易な記載を認めていただいておりますところですが、これに対しまして、一番右側の深掘り時の論点ですが、意見の欄は7ページにいておりまして、既に簡易な記載を認めているものについては特段の対応は不要との意見が出されております。

それから、7ページの下半分が(5)会計帳簿への住所の記載でございます。7ページの下の方ですが、2つ論点がございまして、1つ目の論点としましては、住所の特定が

困難な場合や、主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合があるということです。左から2つ目の現状・経緯等のところですが、委員会におきまして、結論のところだけですが、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示し、政治資金監査マニュアルにも記載したというような取扱いとなっておるところでございます。これに対しまして、その右側でございますが、一定の場合には住所の記載しがたい理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていくことが適当というふうにまとめております。これを受けまして、一番右側の深掘り時の論点ですが、②のところ、収入については寄附の量的制限に抵触する寄附かどうかという観点から、必要性があるという論点が出されておきまして、8ページのほうにまいりますと、(結論)のところ、「政治資金監査マニュアルの改定により」、「政治資金監査上の取扱いとしては会計帳簿の住所記載の取扱いを明確にする。」というふうにされておるところでございます。

次に(5)の論点の2つ目ということになりますが、左の4行目ぐらいからでございますが、内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで全ての支出について支出を受けた者の住所を記載することが、会計責任者等に対して必要以上の負担を課すことになっているという意見があるわけでございますが、右から2つ目の検討の方向性、9ページへいきますが、9ページの一番下のところ、これは、取りまとめのまとめ方が5万円以上、あるいは人件費を除く1万円を超える支出といったように細かく場合を分けて、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当というふうにまとめておりました。これを受けましたので、深掘り時には少額支出、高額支出等、場合を分けまして検討をしていただいたわけでございます。その関係で9ページから10ページ、11ページまで、多くの御意見が出されておりますが、9ページの一番上の意見のところ、意見の後ろのほうですが、一律にしてやったほうが分かりやすいのではないか、あるいは2つ目の意見で制度を改正するとしたならば、これはシンプルなものにすべきというように、場合分けをして検討していただいたわけでございますが、場合分けというのにはむしろ慎重でございまして、そういうシンプルな改正をすればということで、そのような制度改正をするかどうかにつきましては、3番目にありますように、政治資金制度全体の考え方を変えてまで検討すべき事案なのかという点が問題となりまして、あるいは4番目にありますように会計帳簿ソフトの活用を促していくことで対応できるのではないかなという御意見が出されているところでございます。

9ページ、それ以下、ちょっと意見の欄が長くなっておりまして、次の論点は11ページ

ジの下のほうまで少し飛びます。11ページにいきまして、(6)政治資金監査を受けた収支報告書の訂正でございますが、真ん中の現状・経緯のところ、当委員会では政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえて見解を示したということで、見解を示した上でさらに今回のマニュアル改定におきまして、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応ということで、その取扱いを盛り込むなど、順次対応をしてきたところでございます。

12ページをお願いします。12ページが(7)収支報告書に記載すべき支出の区分でございます。これにつきましても、委員会で度々御議論いただいたところでございまして、御意見としましては支出の分類基準が分かりにくい部分があるというような御意見がございます。これに関しまして、右から2つ目の検討の方向性でございますが、一番上の適宜充実を図ることが適当というのは、これまでいろんな見解なり手引き等により充実を図ってきたところから、さらに充実を図っていくことが適当ということが出ておりますが、それに加えて、支出項目の区分の見直しについては国民から見ると云々というところ、それから政治団体が自ら分類を行いやすくなるといった視点が出てきており、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当とされております。これらに対しまして、一番右側の深掘り時の論点といたしましては、(論点1)の分かりにくい原因と対処法としまして、1としまして支出項目の区分の分類を増やすべきという御意見と、一方で逆に2としましては、減らすべきという意見が出ております。(論点2)では、標準的な分類例以外の分類を認めないものとする取扱いとすることにつきまして、④では標準的な分類例に従わない記載をしたものについての取扱いと実効性の担保について問題となるという指摘がございます。御意見が幾つかの異なる観点から出されておまして、目的を明確化して、誰の視点から考えるのかということが重要であるという御意見がございます。

13ページの下からが、(8)業務制限の範囲でございます。ここは現状・経緯等のところを見ていただきますと、当委員会で業務制限が設けられた趣旨は政治資金監査の外部性の確保であることからということで、マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うことになる場合は、次のページですが、なる場合は適当ではないとしているところでございます。右側の検討の方向性というところでございますが、政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、実際の政治資金監査において、問題となる事例の状況も見きわめながら、他法令も参考にし

つつ、検討を行っていくことが適当ということでございます。具体的には13ページから14ページ、15ページの深掘りの（論点）、丸で示してございますが、新聞報道等を参考にしまして、事例の①から⑪を取り上げて検討していただいたところでございます。13から14、15ページまでにわたっておりますが、それぞれの事例を今回で紹介することはできませんが、御意見としましては、政治資金監査業務の性格、あるいは国民の目線、あるいは政党助成法との関係という大きく3つの観点から御意見が出されているところでございます。

それから、最後に17ページでございますが、（9）年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等というところでございます。現状・経緯等でございますが、委員会におきましては政治資金監査マニュアルにつきまして、確認の対象範囲というところを決めていただいているわけでございますけれども、前回の取りまとめでも、今後法改正が検討される際には、左記取扱いの明確化についても検討を行っていくことが適当ということでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

この議題につきまして、第2期の取りまとめに向けて議論を進めていくということによりしゅうございますか。

【牧之内委員】 項目的には、これに限定するということですか。

【上田委員長】 これが中心になるんですけど、何かそのほかに。

【井筒参事官】 委員会限り資料のDのところ、3のところでございますが、すいません、説明の中で多少はしりましたが、3の取りまとめ（第2期）の検討のところの説明としましては、取りまとめ（第1期）の中の重要事項について、23年度、24年度に行ってきた検討ということで、政治資金監査の実施状況等を踏まえてというふうになっておりますので、政治資金監査をこれまで行ってきた中で問題点があればそれについて議論をして、2期目の取りまとめに入れていくということで、1期目の取りまとめの、要は宿題に限定する趣旨ではないということでございます。

【牧之内委員】 了解しました。

【上田委員長】 ほかに御意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。じゃ、本議題につきましては、御了承いただいたということ

でよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第5の議題といたしまして、「政治資金監査に関する研修実施要領の改正について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 資料の7でお願いいたします。

委員会におきましては、研修の目的や内容につきまして、政治資金監査に関する研修実施要領を定めております。多分に技術的な内容ではございますが、資料7のおめくりいただいた後の、新旧対照表を御覧ください。

今回のマニュアルの改定に伴いまして、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応についての明確化、先ほどの訂正のところでございます。それから、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用の明確化といった内容を右側、指針でございますが、Ⅶのその他の留意事項の欄に設けるような内容が増えてまいりましたので、項目としてⅦを立てまして、こういう欄をつくるということ。あるいは、政治資金監査チェックリストなど、参考資料が入る欄を追加するという改正を行おうとするものでございます。

以上です。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

これは技術的なことからよろしいですかね。

【牧之内委員】 ありません。はい。

【上田委員長】 じゃ、本議題について、了承いただいたということで、先に進めたいと思います。

なお、修正がある場合には、委員長に一任していただきたいと思います。

次は、第6ですね。第6の議題といたしまして、「政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 資料8、政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）についてでございます。前回御決定をいただきました平成25年度の研修の実施計画に、10月24日、金沢での研修を追加しようという案でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

これ、金沢で開催することになったいきさつは何。

【井筒参事官】 下にありますように、希望が出てきたということでございます。

【上田委員長】 本議題につきましては、御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

【上田委員長】 次に、第7の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料9、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等を御覧いただきたいと思います。

1、登録政治資金監査人の登録状況でございますが、登録者数は一番下でございます。4,291名となっており、前回委員会で御報告したものより2名増えております。研修の状況でございますが、裏面にまいりまして4月分が10名、5月分が8名ということで、6月分1名足し込みまして、4,300名ということになっております。3のフォローアップ説明会は、今年度まだ開催しておりませんので人数等は変わっておりません。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題についてはよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局からありますでしょうか。お願いします。

【山崎事務局長】 特段ではございませんけれども、マニュアルの改定につきましては、本日お決めいただいたということでございましたので、総務省のホームページあるいはフォローアップ説明会を通じて周知を図っていきたいと考えているところでございます。また、今日の内容につきましては私から、この後、ブリーフィングをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 その他、事務局からありましたらお願いします。参事官、お願いします。

【井筒参事官】 今、ブリーフィングの件に触れましたが、委員会終了後ブリーフィングの際には、本日の公表資料につきましてもその場で配布をさせていただく予定にしてお

ります。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日6月13日の夕方ごろ、確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、既に日程調整をさせていただきました結果、8月2日金曜日の午前10時半に開催をさせていただきたいと存じます。詳細につきましては、後日御連絡をさせていただきます。

【上田委員長】 本日は、熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。